

御所市地域公共交通計画の策定について

全国で人口減少が進み、人口の密集する地区が点在する多極分散都市においては、効率的な公共交通の運行が困難になってきています。御所市も例外ではなく、通勤・通学、高齢者の通院、市民の日常的な移動など地域の移動を支える公共交通について、持続可能なあり方を検討し、取組を進めていくことが必要であります。

また、地域公共交通計画は令和2年6月3日に公布された「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」により市町村等での策定が努力義務となっており、記載事項についても「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第2項」に定められた内容を満たす必要があります。

これらの理由から地域公共交通計画を策定する必要がありますが、地域公共交通計画は総合交通戦略と連携して進めていく必要があります。御所市総合交通戦略は令和3年度から4年度にかけて策定することから、令和4年度に御所市地域公共交通計画を策定し、整合性を図りたいと考えております。

策定スケジュール

日程	内容
令和4年6月頃	委託業者選定プロポーザル
令和4年7月頃	第29回御所市地域公共交通会議（進捗報告）
令和4年9月頃	第30回御所市地域公共交通会議（進捗報告）
令和5年2月頃	パブリックコメント実施
令和5年3月頃	御所市公共交通計画策定